改正後

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第六面）

［住宅部分に関する事項］

【１．建築物の住戸の数】～【４．基準省令附則第４条の適用の有無】　（略）

【５．住宅部分のエネルギー消費性能】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準

□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準

□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準

基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準

基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【６．備考】

（第七面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

改正前

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第六面）

［住宅部分に関する事項］

【１．建築物の住戸の数】～【４．基準省令附則第４条の適用の有無】　（略）

【５．住宅部分のエネルギー消費性能】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)の基準

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））

住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(i)の基準

□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））

住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準

基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準

基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【６．備考】

（第七面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）